

育児休業

安倍首相は、政府が検討している成長戦略の一環として、女性が復職しやすい環境を整えるために現在最長1年6カ月間取得可能な育児休業を、子どもが3歳になるまで延長する方向で見直す考えを示しました。

首相は「女性が才能を生かして仕事をすれば経済成長にも寄与する。3年後に会社に戻るような支援をしっかりとしていく」と語り、保育所の待機児童対策も併せて進めていくと述べています。

これに対し、「現状では育児休業を取得しなくてもできないこともあり、まずは取得できるようにすることが先決」、「現在の制度を単純に延長するだけでは、経営者が男性を優先して雇う恐れがある」といった意見がインターネット上で挙げられています。育児休業の期間を延長するにあたっては、現在ある育児休業給付金制度の延長や、育児休業を支援する新たな助成金の創設などを検討する必

要があります。そうすることで、共働き家庭が不安なく育児休業を取得できるようになると考えます。

実際にどの期間育児休業を取得するのかは各家庭が決めるもので、育児休業の延長により、子育ての選択の幅が広がることも期待されます。

また、男性の育児休業取得率は上昇していますが、まだ低い割合であり、夫婦交代で育児休業を取得しやすくなるなど、育児休業の延長により、男性の育児休業取得率が上昇することも期待されます。

紅一点じゃ、足りない。

これは6月23日～29日の男女共同参画週間における今年度のキャッチフレーズです。  
この機会に男女のパートナーシップを考えてみませんか？

国保が守るみんなの健康

市民課保険年金係(内線130~134)

私たちの体は、毎日の食生活や運動、飲酒や喫煙などの影響を受けています。さらに、年齢を重ねるとともに病気の危険性も高まります。その変化は少しずつ体の中で起こっているため、病気を発症するまで気が付かないことも多いのです。特にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が原因となる生活習慣病は、健康を意識して過ごすことで、発症の危険性を低くすることができます。

生活習慣病を予防するため

「特定健診」を受診しましょう!

国民健康保険では、加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診と、その結果に基づいた特定保健指導を実施しています。ご自身の健康管理と生活習慣病の早期発見・予防のため、年に1回は特定健診を受けましょう。



特定健診のお知らせ

6月1日から40歳~64歳の方を対象とした健診が始まりますので、9月末までに受診してください。対象となる方へは、5月末に受診券を郵送しましたので、ご確認ください。

▷主な検査項目

- ・問診
- ・血液検査
- ・血圧測定
- ・検尿
- ・身体測定
- など

▷受診方法

受診券と保険証を持って、希望する医療機関(受診券に同封した一覧表をご覧ください)で受診してください。

▷費用 1,000円

受診当日に医療機関の窓口でお支払いください。

※受診券がない方は市民課保険年金係で再発行しますので、ご連絡ください。

※年齢の基準日は平成26年3月31日です。この日までに65歳になる方には、8月末に受診券を郵送します。